

議事要旨(3)資産除去債務専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長より、会計基準及び適用指針の公開草案について年内に公表を予定していることが説明された。

引き続き、荻原主任研究員より、会計基準案及び適用指針案について、専門委員会における審議の状況が報告された。

会計基準案については、資産除去債務の範囲に関し、アスベストの除去義務など有形固定資産を除去する際に使用されている有害物質等を、法律等の要求による特別な方法で除去するという義務も含まれることが明示されている。除去そのものが法的に要求されていないものは範囲に含まれないとの考え方があったものの、国際的な会計基準における取扱いとの整合性にも鑑み範囲に含めることとした旨が説明された。

適用時期については、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度からとし、適用に伴う適用初年度の期首における負債と資産のそれぞれの増加額の差額は適用初年度の損益（原則として特別損失）とすることが提案された。

適用指針においては、特別の法令等により、有形固定資産の除去に係るサービスの費消を当該資産の使用に応じて各期間で適切に費用計上する方法がある場合には、当該費用計上方法を用いることができるとの定めを設けること、この場合でも、通常の方法で算定された資産除去債務に対する不足額があれば追加計上し、対応する額を有形固定資産の帳簿価額に加算することを求めることが提案された。

また、建物等の賃借契約に関連して敷金を支出している場合について、簡便性等の考慮により、資産除去債務の計上を行わずに敷金の費用処理でその代替とする選択肢を設ける案が説明された。

これら事務局の提案に対し、委員等からは自社保有建物等のすべてが対象となるのかという点について確認がなされた。事務局からは、自社保有建物等であっても法的に除去の義務があるものに限られることが説明された。

また、資産除去債務が使用の都度発生する場合について、原則的には発生した期間以後に配分されるとしているが、簡便法として示されているような、発生した期間に費用処理する方法を原則と考えるべきではないかとの意見が示された。

さらに、敷金に関する簡便的な会計処理については、過度に保守的な処理となる側面もあるため削除すべきであるという意見と、引き続き検討すべきであるという両方の意見が示された。

以 上